# 「生産性向上 特別措置法」での固定資産税特例に係る「証明書」発行について

2018/7/2

「生産性向上特別措置法」=①が H30(2018)年6月6日に施行開始され、2021年/3月まで有効となります。 この法律の下で適用される H30 年度地方税制の「固定資産税の特例」によって、この有効期間内に中小企業が購入す る設備に対して、

購入後3年間、固定資産税が "0"~"1/2" に減免されます。 (殆どの市区町村で"0"となる見込みです。)

国は、中小企業の「労働生産性」の向上を目標としており、それに応じた「労働生産性向上の計画」を策定し認定を受け た中小企業事業者に対して、その計画遂行に必要な設備投資に対して優遇税制を適用するものです。

昨年 = H29 年度からスタートした、「中小企業等経営強化法」= ②の下での優遇措置 = 「固定資産税 特例(H29 年 度)」と「中小企業等 経営強化税制」については、H30 年度中は今まで通り継続します。

この中にも固定資産税を 1/2 に減免する措置が含まれていましたが、上記①では、それを"0"まで引き下げる追加的な支 援強化策となります。

- \* この①と②は、目的、設備への要件や申請手順などとても似ていますが、一部、計画書の事前審査の要否、認定申請の 提出先、認定取得後でしか設備購入(納品)できないなど、違いがありますので、十分に理解した上で、手続きして下さい。
- \* メーカー/工業会で発行する「証明書は、①と②のどちらの認定申請にも(両方共に申請する場合も)添付できる、共通の書 式となり、今後はこの書式で発行されます。(H30年度末迄の予定)
- \* ①では市区町村での条例制定などの準備が必要なため、市区町村によって受付開始時期が異なります。 必ず所在の市区町村に状況を確認した上で、申請準備を進めて下さい。
- H30 年度中(=2019/3 月末迄)は、上記の①と②の二つの税制が共に有効で、各々で求められる計画の認定を **両方得る**ことによって、**一つの設備の購入に関して、両者の優遇措置を受ける**ことができます。
  - ①「生産性向上 特別措置法|

「先端設備導入計画」を策定し、「認定支援機関」の事前確認を得て、→市区町村へ認定申請。 固定資産税の特例(H30 年度~)により、 固定資産税 = "0"(又は、1/2)

②「中小企業等 経営強化法」

「経営力向上計画」を策定し、→主務大臣宛(業種により異なる)に認定申請。

固定資産税の特例(H29~30年度)により、 固定資産税 1/2

中小企業 経営強化税制

即時償却又は、法人税額控除

\*両方の認定を受ければ、固定資産税については ①での"0"とすることができ、かつ、②での即時償却又は法人 税額控除も合わせて、両制度のいいとこ取りで、優遇措置を受けられます。

#### ●「証明書 |の書式

前述の通り、H30 年度中は、「生産性特別措置法」、「中小企業等経営強化法」の二つの法律が並行して有効なた め、一つの設備の導入に対し、上記①、②のどちらの認定申請にも**兼用できる共通の「証明書」書式**となります。 弊工業会では、測量機器(とそれを含むシステム)に関し、今後この新しい書式の「証明書」を発行致します。

# ● 設備購入のタイミング

①での優遇を受けるには、「先端導入計画」の<mark>認定を受けた後での購入(=納品)でないと認められません。</mark> (②の中小企業等 経営強化法の制度では、購入後でも60日以内に認定申請を出せば認められる。) この購入検討(見積もり)、証明書入手、計画書策定、経営革新等支援機関の事前確認、計画書申請・認定、設 備の購入(納品)のタイミングに、十分ご注意下さい。

## ●市区町村での「認定申請」の受付開始時期

国の法律は6月初めに施行されましたが、各市区町村では、条例制定などの準備が必要な為、市区町村によって 「認定申請」の受付開始時期が異なります。 6月中に受付開始した所もありますが、7月中旬頃となる所も出る ようです。 必ず所在の市区町村に状況を確認して申請準備を進めて下さい。

1. 「生産性向上特別措置法」 (H30(2018)/6/6~2021/3/31 までの期間で施行される)

中小企業の、伸び悩む**「労働生産性」**の向上を図るため、自社の労働生産性向上の計画を策定し認定された中小企業事業者の設備投資を促進し支援するものです。

この認定を受けると、信用保証(融資を受ける際の追加保証)、各種補助金申請(例:ものづくり補助金など)での優先採択などに加えて、上記計画に必要な設備投資に対して、「固定資産税の特例」により、設備購入後の最初の申告分から3年度分において、固定資産税が、"0"~"1/2"に減免されます。 (市区町村によりますが、一部を除き、発どの市区町村が"0"とする見込みです)

1) 対象設備

「器具・備品」(=測量機器・システム類がこれに分類される)も対象です。

2) 対象業種

全ての業種 (但し、業種により、認定を受けられる会社規模が異なるので注意必要)

3) 適用対象期間:

**H30(2018)年6月6日以降で、「認定」取得後~2021年3月31日迄に購入**された設備に適用されます。

## <設備要件>

対象となるのは、以下の要件を満たす設備です。(測量機域・システム類が属する「器具備品」の場合)

- 1) 6年以内に販売開始されたモデル
- 2) 一世代前のモデルに比べ、生産性向上が年平均 1%以上のモデル (但し、最新モデルでなくともよい。 新品に限る。)
- 3) 30 万円/1 台以上

## <受けられる税制措置>

1)「固定資産税 特例」

取得した設備の**課税標準が "0"~"1/2" に減免される。** 

(取得の翌年1月1日からの固定資産税賦課年度で3年度分に適用)

\*ほとんどの市区町村で"0"を予定しているが、そうでない所も出ます。

各市町村がこの減免をどう決定するかの意向が事前のアンケートで収集されています。

- → http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180413seisanseiPR.htm
- \*しかし、最終確定ではないので、必ず、所在地の市区町村に確認してください。

#### \*リース (ファイナンスリース)を利用の場合でも、本税制措置を受けられます。

- ① ファイナンスリース(所有権移転タイプ) --- 購入するのと同様、上記の税制措置が受けられます。
- ② ファイナンスリース(所有権移転外タイプ)一固定資産税を納めるのはこの場合リース会社ですが、それにこの特例が適用され、若干のリース料の低減になります。

手続きをリース会社に依頼して下さい。

リース会社が手続きし、リース事業協会が確認した、「軽減額計算書」でそれを確認できます。

「証明書」はメーカー経由でリース会社に提供されます。

#### 2. 〈手続きスキーム〉

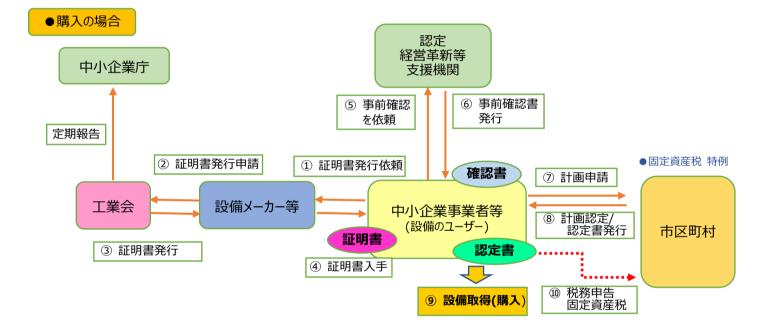
「生産性向上 特別措置法」での優遇措置をうけるためには、事業者は、概略、以下の手順で進めます。

- 1) 中小企業事業者は、まず、「先端設備等 導入計画」を策定。 (= 自社の「労働生産性」を 年平均 3%以上向上する目標設定) この計画書には、購入予定する設備の型式、金額 等を記入すると共に、その設備の「証明書」 (=メーカーと工業会で発行)を添付する。
- 2) 上記 1)の**導入計画書、証明書を、「認定 経営革新等 支援機関」**(=認定されている商工会議所、商工会、金融機関等)に提出し、その計画の妥当性について「事前確認書」を入手します。
- 3) 上記 1)、2)の書類を、所在の**市区町村へ申請**して「認定」を受ける。
- 4) 「認定」取得後、設備の納品を受ける。

(必ず、「認定」を受けてから購入(=納品)されなくてはならない!!)

5) 固定資産税の申告(毎年1月1日付)をする際に、これらの「認定書」、「証明書」等を提出することで、固定資産税の特例措置を受けることができます。

下図は、一連の手続きの流れです。



# ●ファイナンスリースを利用する場合

- (1) ファイナンスリース(=所有権移転 リース)の場合、固定資産税はユーザーが納めます。 上記と同じ手続きとなります。
- (2) ファイナンスリース(=所有権移転外 リース) の場合、固定資産税はリース会社が納めるため、ユーザーは、リース会社に手続きを依し、リース関連書類(リース契約見積書、軽減額計算書、工業会「証明書」などをリース会社から入手し、それらを計画書に添付して市区町村に申請。 認定受けたなら、認定書コピー、計画申請書コピーなどをリース会社に渡します。 リース会社が、⑩の納税を行います。

手続きの詳細は→「先端設備等導入計画策定の手引き」7頁を参照下さい。

# 3. 〈手続き方法〉詳細 \*各リンクも参照して下さい。

上図中#	実行者	アクション
<u>(1)</u>	ユーザー	まず「先端設備等 導入計画」に含める購入予定設備について、
4	(中小事業者)	その設備のメーカーに <b>「証明書」</b> の発行を依頼。
		メーカーは、その設備が要件を満たして「証明書」発行が可能かを確認します。
2	メーカー	1) 個々の設備の「チェックシート」, その他チェックに必要な書類を揃え、工業会へ送付。 設備の該当性の判定を依頼。  *既に、中小企業等経営強化法の証明書用にチェックシートを提出頂いた機種については既に要件満たすこと判定済ですので、再提出は不要です。 → 「チェックリスト」様式 2) ユーザーの個々の購入案件毎に「証明書」を発行
		→ 工業会証明書様式
(3)	工業会	→ <u>記載例(チェックシート/証明書)</u> それらをチェックし、「証明書」に捺印して発行。メーカーへ戻す。
4	メーカー	「証明書」をユーザーへ送付。
	ユーザー	「証明書」を入手 1)「先端設備導入計画に係る認定申請書」(=「先端設備導入計画」含む)を作成
5	ユーザー	1)「元姉設備等入計画に旅る談上中調査」(=1元姉設備等入計画」召び)でTFDX *申請書の書き方に関する詳しいガイドは、以下を参照下さい。
		→ 「先端設備等導入計画 策定の手引き(H30/6月版)」
		7 [ル州政備寺等八計画 水だの子川で(130/0万版)]
		→「先端設備等導入計画に係る 認定申請書」書式_
		<b>→</b> [ " 」(記入例)
		2) 上記の「先端設備導入計画」書を→認定されている <b>「経営革新等 支援機関」</b> へ提示し、その計画が妥当かどうかの <b>「事前確認」</b> を依頼。
		→ 「経営革新等 支援機関 認定一覧(H30/6/29 現在)」
6	経営革新等	「認定支援機関 確認書」をユーザーへ発行する。
	支援機関	→認定支援機関 確認書
7	ユーザー	下記の書類を、 <b>所在する(=固定資産の申告する) 市区町村</b> へ、「 <b>認定</b> 」申請する。
		上記 ⑤の「認定申請書」(=「先端設備等 導入計画」を含む)
		" ④の「証明書」
		" ⑥の「認定支援機関 確認書」
		* 所在する <b>市区町村が、この申請の受付を開始したか?</b> など、必ず確認のために一度
		固定資産税を担当する部署に確認してください。(7 月初旬~中旬にスタートの市区町
		村もあります。
		*中小企業庁 HP にある、「 <b>先端設備等に係る誓約書」</b> は、申請時に、上記「証明書」を提出できない 場合に提出が必要。「証明書」が有れば、提出不要
7	市区町村	計画を認定。 <b>「認定書」</b> を発行
9	ユーザー	設備を購入 (「認定書」が発行されてからの日付で納品されなければならない。)
		***例外なしなので、要注意!!!!
10	ユーザー	固定資産税の市区町村への申告時(毎年 1月1日付の資産を1月末迄に申告) に、 上記、③「証明書」、⑤「申請書、⑥「認定書」を添付して税務申告し、各税制の措置を 受ける。

# <メーカー/工業会の証明書発行に要する期間/料金>

- 1)証明書発行依頼から手元に届くまで、原則2~3週間かかる見込みです。
- 2) 証明書発行には手数料がかかります。 料金は依頼時に、メーカーにお問合せ下さい。

#### <補足·注意点>

- 1) 手順にある通り、「認定」を取ってからの購入(=納品)で無いと、後の税務申告の際に認められません。 認定申請の前には、購入設備をある程度決め、見積もりを取り、「証明書」も入手した上で計画書を策定し、「事前審査」も受けて、やっと市区町村へ「認定の申請」ができます。 又、その「認定」を受けてから納品されなくてはなりませんので、「認定」の申請、購入(納品)のタイミングに十分に注意して下さい。
- 2) 固定資産の申告は、毎年1月1日時点の資産で行います。 1月1日直前に納品された場合は直後の1月1日時点の資産に含まれ、1月1日直後に納品された場合は、翌年の1月1日時点の資産に含まれることになります。 どちらの場合でも、最初の固定資産申告から3回分で、"0"への減免が適用されます。
- 3) H30 年度中は二つの税制優遇を受けられますが、二つの制度の各々の計画の認定を受ける必要があります。 どちらか片方の制度での計画認定しか受けなければ、片方の優遇しか受けられません。 少々手間ですが、両方の認定を受ければ、最大の税金の減免が受けられます。
- 4) 今後発行する証明書は、両方の法律名が併記され、どちらの制度への認定申請にも添付できる、共通で兼用できる書式です。

あるユーザーが、ある機種を購入する際に、オリジナル1通を発行します。

このオリジナルからコピーを取って、各制度への認定申請に添付します。(オリジナルは常にユーザーが保管して下さい)

- ・計画書に、その年度内に同じ機種の複数台の購入が含まれていれば、異なるタイミングに購入しても、1 台ごとに 証明書を取る必要はありません。
- ・計画書に、異なる年度での購入が記載されている場合は、税務申告の際に、(同じ機種でも)その年度毎での証明書が必要です。

(\*発売後6年以内の製品(=器具備品の場合)という制約があるため、これが確認できるようにするためです。)

#### <中小企業庁の情報-HPへのリンク>

必要に応じて参照して下さい。

① 中小企業支援施策全般について

中小企業庁 HP

- ②「生産性向上 特別措置法」による支援の PR 資料(チラシ)
- ③「生産性向上 特別措置法」による支援全般について 経営サポート「生産性向上 特別措置法による支援」
- ④ 生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」等の概要(30/5/25 更新)
- ⑤ 「先端設備導入計画書」の策定方法、提出先など全般 「先端設備等導入計画策定の手引き」(H30/6/25 更新)
- 6 Q&A 集 (生産性向上特別措置法 固定資産税特例) (H30/5/25)
- ⑦ 各市区町村の対応予定

アンケート調査の結果(二次公表・最終) (H30/4/23)

## 【本件に関する問い合わせ】

●一般社団法人 日本測量機器工業会

事務局 担当: 黒澤、石井 Tel: 03-3431-5007